

宮城県公報

行 政 委 員 会
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則	訓 令 甲	告 示	公 告
○指定難病等に係る訪問看護費用交付規則の一部を改正する規則 (疾病・感染症対策課)	○勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課)	○知事指定薬物の指定の失効 (業務課)	○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (行政経営推進課)
○指定難病等に係る訪問看護費用交付規則の一部を改正する規則 (疾病・感染症対策課)	○職員服務規程の一部を改正する訓令 (行政管理室)	○特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課)	○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (環境対策課)
		○農用地利用配分計画の認可 (農業振興課)	
		○県営土地改良事業の換地処分(四件) (農村整備課)	
		○道路の区域変更(二件) (道路課)	
		○道路の供用開始(二件) (同)	
		○道路の占用の制限 (同)	
		○自動車専用道路の指定 (同)	
		○出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示 (会計課)	
		○土地改良区の定款変更の認可 (北部地方振興事務所)	
		○パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務の委託 (警察本部会計課)	

ページ

監査委員

○宮城県監査委員個人情報保護条例施行規程の全部を改正する告示

規 則

指定難病等に係る訪問看護費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十三号

指定難病等に係る訪問看護費用交付規則の一部を改正する規則

指定難病等に係る訪問看護費用交付規則(平成十二年宮城県規則第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この規則は、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号。以下「法」という。)第二十八条第一項第三号の規定に基づき、人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を必要とする難病の患者に対して、知事が別に定める範囲内における訪問看護を受けるために要する費用(以下「訪問看護費用」という。)を毎年度予算の範囲内で交付し、在宅において適切な医療の確保を図ることを目的とする。

第二条第一項を次のように改める。

訪問看護費用の交付を受けることのできる者(以下「受給者」という。)は、指定難病(法第五条第一項に規定する指定難病をいう。以下同じ。)又は特定疾患(特定疾患に係る医療費用交付規則(平成十二年宮城県規則第九十二号)第二条に規定する疾患をいう。以下同じ。)にかかっている者であつて、かつ、当該指定難病又は特定疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している県内に住所を有する者のうち、医師が訪問看護を必要と認めるもの(仙台市内に住所を有する指定難病の患者を除く。以下「対象患者」という。)とする。

第三条第二項中「者」の下に「又はその者と生計を一にする者のうち訪問看護費用を負担するもの(以下これを「申請者」という。)」を加える。

様式第一号中

訪問看護
サービス
センター訪問看護
サービス
センター
等医療機関

「厚生労働省難治性疾患克服研究班」を

「厚生労働省健康同難病対策課」に改める。

様式第二号中「(患者)」を「(対象患者)」に、

訪問看護
士等
センター
等

訪問看護
士等
センター
等
療養園

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第一号

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程(昭和五十三年宮城県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条の六」を「第五条の七」に改める。

第二条第一項及び第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条第二項中「第五条の六」を「第五条の七」に改める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。))附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。)であつて改正法による改正後の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この訓令による改正後の勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程(以下「新規規程」という。))第二条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規規程の規定を適用する。

○宮城県訓令甲第二号

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第一項中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八号の五第一項又は同法第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二号の四第一項」に改め、「で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五条の七を第五条の八とし、第五条の六第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条を第五条の七とする。

第五条の五第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第五条の三第一項」を「第五条の四第一項」に改め、同条第二項中「第五条の三第二項」を「第五条の四第二項」に改め、同条を第五条の六とする。

第五条の四を第五条の五とする。

第五条の三第一項中「前条第二項」を「第五条の二第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「第五条の二第三項」に改め、同条を第五条の四とする。

第五条の二の次に次の一条を加える。

(フレックスタイム制勤務職員の勤務時間)
第五条の三 職員勤務時間条例第三条第三項及び第四項の規定により週休日や設け又は勤務時間を割り振る職員の勤務時間は、第五条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、午前七時から午後十時までの間で割り振ることができる。

2 前項の規定の適用がある場合における勤務時間中に置く休憩時間については、第五条第二項の規定を準用する。

附則第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第五条の三第一項、第五条の五第一項及び第二項並びに第五条の六第一項及び第二項」を「第五条の四第一項、第五条の六第一項及び第二項並びに第五条の七第一項及び第二項」に改める。

附則第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第五条の三第二項」を「第五条の四第二項」に改める。

附則

(施行期日)
 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
 (経過措置)
 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。))附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。)であつて改正法による改正後の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この訓令による改正後の職員服務規程(以下「新規程」という。))第五条の二第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。

告 示

○宮城県告示第百五十七号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。))第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 化学名 N-エチル-N-メチルトリプタミン及びその塩類(通称名:MET)
- 2 化学名 (八R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-ペンタノイル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類(通称名:1V-LSD)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至つたため

三 指定の効力が失われる日

令和五年三月二十日

○宮城県告示第百五十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和五年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和五年 五月八日	栗原市 瀬峰・高清水	午前十時三十分から 正午まで	高清水総合支所
五月九日	栗原市 栗駒・鶯沢	午前十一時から 午後二時まで	栗駒保健センター
五月十日	栗原市 栗駒・鶯沢	午前十一時から 午後二時まで	栗駒保健センター
五月十五日	栗原市 一迫・花山	午前十一時から 午後二時三十分まで	一迫公民館
五月十六日	栗原市 金成	午前十一時から 午後二時三十分まで	金成総合支所
五月二十二日	栗原市 若柳	午前十一時から 午後二時三十分まで	若柳総合支所
五月二十三日	栗原市 築館・志波姫	午前十一時から 午後二時三十分まで	栗原市役所
五月二十四日	栗原市 築館・志波姫	午前十一時から 午後二時三十分まで	栗原市役所
五月二十九日	利府町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	仙台農業協同組合東部営業センター
五月三十日	利府町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	仙台農業協同組合東部営業センター

○宮城県告示第百五十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和五年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和五年三月十七日

○宮城県告示第百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和五年三月十七日

一 処分を行った地区の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取地区南部分区

二 処分の年月日
令和五年三月六日

○宮城県告示第百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和五年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩

気仙沼地区大谷工区

二 処分の年月日
令和五年三月八日

○宮城県告示第百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和五年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩

気仙沼地区杉ノ下工区

二 処分の年月日
令和五年三月八日

○宮城県告示第百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和五年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩

伊豆沼2工区地区

二 処分の年月日

令和五年三月六日

○宮城県告示第百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 三九八号

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後				備 考
		前	後	前	後	
		A	B	C	D	
本吉郡南三陸町戸倉字坂本九一番一地从先から同郡同町戸倉字底土一五七番地先まで		一五・八〇・一 五七・一	七・五〇・七 三四・七	一〇・八〇・三 一六・三	六・四〇・一 一二・四	敷地の幅員（メートル） 敷地の延長（メートル） 上記A、B、C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		一、五四〇・〇	一、四九〇・〇	三三〇・七	四二四・三	
		一、五四〇・〇	一、四九〇・〇	三三〇・七	四二四・三	
		一、五四〇・〇	一、四九〇・〇	三三〇・七	四二四・三	
		一、五四〇・〇	一、四九〇・〇	三三〇・七	四二四・三	

○宮城県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 仙台村田線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
柴田郡村田町大字菅生字館六九番四地先から同郡同町大字菅生字宮根二四番一地先まで	一三・〇	一三・〇	五七・〇	七六三・〇
	五七・〇	五七・〇		
柴田郡村田町大字菅生字宮根四三番一地先から同郡同町大字菅生字下倉五八番一地先まで	一六・五	一七・四	二四・〇	四四〇・〇
	二四・〇	二四・〇		
柴田郡村田町大字菅生字下倉二四番一地先から同郡同町大字菅生字田中六一番一五地先まで	七・七	七・七	七七・三	三六〇・〇
	七七・三	七七・三		
柴田郡村田町大字菅生字宮前八一番三地先から同郡同町大字菅生字大館一三番一地先まで	一六・〇	八・三	七五・〇	一七〇・〇
	七五・〇	七五・〇		

○宮城県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市渡波字大畑一四番一〇地先から同市渡波字大畑一四番二五地先まで	令和五年三月十七日

○宮城県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道 仙台村田線	柴田郡村田町大字菅生字館六九番四地先から同郡同町大字菅生字宮根二四番一地先まで	柴田郡村田町大字菅生字宮根四三番一地先から同郡同町大字菅生字下倉五三番一地先まで	令和五年三月二十五日午後三時
		柴田郡村田町大字菅生字下倉二四番一地先から同郡同町大字菅生字田中六一番一五地先まで	
		柴田郡村田町大字菅生字宮前八一番三地先から同郡同町大字菅生字大館一三番一地先まで	
		柴田郡村田町大字菅生字下倉二四番一〇地先から同郡同町大字菅生字大館一三番一〇地先まで	
		柴田郡村田町大字菅生字大畑一四番一〇地先から同郡同町大字菅生字大畑一四番二五地先まで	

○宮城県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定及び解除する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から二週間宮城県庁（土木部道路課）において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定する道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類及び路線名	区域
一般国道 一〇八号	大崎市鳴子温泉
一般国道 一一三号	刈田郡七ヶ宿町蟹川
一般国道 一三二号	白石市福岡蔵本
一般国道 三四二号	登米市中田町浅水

県道 泉塩釜線	県道 石巻河北線	県道 古川松山線	県道 河北桃生線	県道 奥松島松島公園線		県道 気仙沼唐桑線		県道 岩沼蔵王線	県道 白石丸森線	県道 仙台塩釜線	県道 河南米山線	県道 鹿島台高清水線	県道 本吉室根線	県道 栗駒岩出山線	県道 石巻鹿島台色麻線				
多賀城市南宮	石巻市東中里 石巻市大瓜	大崎市古川十日町 大崎市松山千石	石巻市桃生町城内 石巻市桃生町寺崎	宮城県松島町手樽 宮城県松島町馬場	気仙沼市唐桑町馬場	気仙沼市新浜町 気仙沼市浪板	気仙沼市化粧坂 気仙沼市本町	刈田郡蔵王町大字円田 刈田郡蔵王町大字円田	名取市堀内 柴田郡村田町大字村田	白石市大鷹沢三沢 白石市大鷹沢三沢	多賀城市町前 塩竈市港町	石巻市桃生町神取 登米市米山町	石巻市前谷地 石巻市前谷地	遠田郡美里町北浦 遠田郡美里町北浦	大崎市鹿島台平渡 遠田郡美里町牛飼	気仙沼市本吉町津谷松岡戸 気仙沼市本吉町津谷新明戸	栗原市栗駒稲屋敷 栗原市鶯沢	石巻市蛇田 大崎市鹿島台平渡	石巻市蛇田 石巻市西平
県道 塩釜七ヶ浜多賀城線		県道 大衡落合線	県道 仙台三本木線	県道 南蔵王七ヶ宿線		県道 白石柴田線	県道 蔵王川崎線	県道 角田山元線	県道 矢本河南線	県道 築館栗駒公園線	県道 女川牡鹿線	県道 利府松山線	県道 仙台岩沼線	県道 相馬巨理線	県道 築館登米線				
宮城県下馬 宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜	塩竈市錦町 多賀城市下馬	黒川郡大衡村松の平 黒川郡大衡村松の平	黒川郡大衡村大衡 黒川郡大和町落合松坂	黒川郡大和町落合松坂 黒川郡大和町落合松坂	白石市福岡八宮 刈田郡七ヶ宿町字萩崎	柴田郡柴田町船岡中央 柴田郡柴田町船岡東	白石市白川津田 刈田郡蔵王町宮	柴田郡川崎町大字前川 柴田郡川崎町大字前川	角田市枝野 角田市枝野	東松島市矢本 東松島市小松	栗原市築館宮野中央 栗原市鶯沢	牡鹿郡女川町黄金 牡鹿郡女川町飯子浜	大崎市松山下伊場野 大崎市松山下伊場野	名取市高館吉田 岩沼市南長谷	巨理郡巨理町高屋 巨理郡巨理町逢隈高屋	登米市追町佐沼 登米市登米町寺池	登米市追町佐沼 登米市中田町浅水	栗原市築館 登米市追町北方	塩竈市野田 塩竈市赤坂

県道 杉ヶ袋増田線	名取市増田町	県道 愛島名取線	名取市愛島等島	県道 岩沼海浜緑地線	岩沼市末広	県道 岩沼市下野郷	岩沼市中央	県道 岩沼市中央	岩沼市中央	県道 岩沼市館下	岩沼市館下	県道 巨理郡巨理町字道田西	巨理郡巨理町字先達前	県道 名取市田高	名取市田高	県道 柴田郡柴田町船岡東	柴田郡柴田町西船迫	県道 柴田郡柴田町船岡中央	柴田郡柴田町船岡中央	県道 柴田郡柴田町東船迫	柴田郡柴田町東船迫	県道 柴田郡大河原町字新南	柴田郡大河原町字新南	県道 柴田郡大河原町字南海道下	柴田郡大河原町字南海道下	県道 刈田郡蔵王町宮	刈田郡蔵王町宮	県道 白石市白川津田	白石市白川津田	県道 白石市白川大卒都婆	白石市白川大卒都婆	県道 白石市字沢目	白石市字本町	県道 白石市字本町	白石市字本町	県道 気仙沼市上田中	気仙沼市上田中	県道 石巻市北上町柳津	石巻市北上町柳津	県道 石巻市北上町橋浦	石巻市北上町橋浦	県道 登米市津山町柳津	登米市津山町柳津	県道 登米市豊里町	登米市豊里町	県道 多賀城市市前	多賀城市市前	県道 宮城郡七ヶ浜町湊浜	宮城郡七ヶ浜町湊浜	県道 多賀城市大代	多賀城市大代
県道 若柳築館線	栗原市築館源光	県道 田尻瀬峰線	大崎市田尻通木	県道 涌谷田尻線	遠田郡涌谷町字田町裏	県道 鳴子停車場線	大崎市鳴子温泉	県道 岩出山停車場線	大崎市岩出山	県道 坂本古川線	大崎市古川穂波	県道 中新田三本木線	大崎市三本木	県道 小野田三本木線	加美郡色麻町四竈	県道 涌谷停車場線	遠田郡涌谷町字新町裏	県道 松山停車場線	大崎市松山金谷	県道 涌谷三本木線	遠田郡美里町北浦	県道 鳴瀬南郷線	東松島市小野	県道 鹿島台停車場線	大崎市鹿島台平渡	県道 榊沢吉岡線	黒川郡大和町吉岡	県道 赤沼松島線	宮城郡松島町松島	県道 閑上港線	名取市閑上東	県道 名取停車場線	名取市増田																		

県道 真山高清水線	栗原市高清水
県道 巨理インター線	巨理郡巨理町逢隈中泉 巨理郡巨理町逢隈牛袋
県道 仙台名取線	名取市上余田 名取市増田 名取市飯野坂 名取市植松

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

四 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

五 占用の制限の開始及び占用の制限の解除の期日

令和五年四月一日

○宮城県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、自動車専用道路として次のように指定する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類及び路線名 県道仙台村田線

二 指定する道路の部分

柴田郡村田町大字菅生字下倉二四番四地先から柴田郡村田町大字菅生字田中六一番一五地先まで
柴田郡村田町大字菅生字宮前八一番三地先から柴田郡村田町大字菅生字大館一三番一地先まで

三 指定年月日 令和五年三月二十五日

○宮城県告示第百七十号

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示

出納事務の委任等に関する規程（昭和六十年宮城県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「人事課」を「総務事務管理課」に改め、「地方自治法」の下に「昭和二十二年法律第六十七号」を加える。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

○宮城県告示第百七十一号

大貫土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和五年三月七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和五年三月十七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 佐々木 均

○宮城県告示第百七十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務を令和五年二月三日次のとおり委託した。

令和五年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 契約の相手方

仙台市青葉区花京院二丁目一番六十一号
株式会社SPU

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 自動車賃貸借 十六台
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部行政経営推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年三月三日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社トヨタレンタリース仙台 仙台市宮城野区苦竹二丁目八番一号
- 五 落札金額 三千七十三万二千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年一月二十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 令和五年度公共用水域（河川・湖沼）水質分析等業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部環境対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年三月十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 公益財団法人宮城県公害衛生検査センター 仙台市青葉区落合二丁目十五番二十四号
- 五 落札金額 三千三百二十二万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年一月二十七日

監査委員

宮城県監査委員個人情報保護条例施行規程を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月十七日

宮城県代表監査委員 吉 田 計

○宮城県監査委員告示第三号

宮城県監査委員個人情報保護条例施行規程の全部を改正する告示

宮城県監査委員個人情報保護条例施行規程（平成九年宮城県監査委員告示第二号）の全部を改正する。

宮城県監査委員個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年宮城県条例第七十二号）の施行については、知事が取り扱う個人情報の保護の例による。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。